

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	15-1
許認可等の種類	第1種動物取扱業登録証再交付申請			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項			
許認可等の概要	第1種動物取扱業者がその登録証を亡失、滅失又は動物の愛護及び管理に関する法律第14条の規定に基づく届出により、記載事項に変更があった場合は、知事に申請して、登録証の再交付を受けることができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項 6 第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			